

## 認定手続開始通知書（権利者用）

令和 年 月 日  
開始通知 第 号  
(開始通知書番号)  
殿

(税関官署の長) 印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕向人（名宛人）の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注）1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。  
 2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。  
 3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。  
 4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。  
 5. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。  
 6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)  
 (住所)  
 (電話番号)  
 (担当者の官職及び氏名)

（規格 A4）